**胎児の数の届出書**

様式第３号（第５条関係）

伊達市長

**私は、受給要件（裏面）を満たしていることを宣誓し、伊達市妊婦のための支援給付金支給事務実施要綱第５条の規定により、胎児の数の届出を行います。**

**１．届出者の情報**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**届出日：　 　 年　 　月 　　日**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな妊婦氏名 |  | 生年月日（年齢） | 年　　　月　　　日生　　　　（　　　　歳） | ※母子健康手帳をお持ちの方は母子健康手帳番号を記載してください。（番号：　　　　　　　） |
|  |
| 電話番号 |  |
| 住　所 | 福島県伊達市 |

**２.胎児の数：　　　　　　人**

**３．妊娠に関して胎児の数の認定を受けた医療機関の情報**

|  |  |
| --- | --- |
| **医療機関の名称** |  |

**４．妊婦支援給付金（２回目）の支給について**

|  |
| --- |
| **妊婦支援給付金（２回目）の支給（胎児の数×５万円）を****□希望します****□他の市町村で「妊婦支援給付金２回目（胎児の数×5万円）」を受けていません。****※妊婦支援給付金の支給状況などについて、他市町村に確認する場合があります。****□希望しません**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 伊達市が給付要件の審査をする上で、必要となる情報を照会すること、及び、妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意しますか。⇒**□同意します。** |

**５．振込先**（法律上、受給者は妊婦本人に限ります。申請者と口座名義は同一者となるよう記載してください。※添付書類は裏面参照）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込先 | 名　　称 | 　　　　　　　　　　　　　銀行・農協・信金・信組　　　　　　　　　　　　　　　本店・支店・支所 |
| 種　　別 | 　　　普通　　・　　当座 | 口座名義 | フリガナ |
| 口座番号 |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市記載欄 | 受付番号 | 　　　 | 申請日 | 　　年　　　月　　日 | 住民登録 | 有　・　無 | 区分 | 　継続　・　その他 |
| 妊娠証明（いずれか） | □妊娠届・・・届出日：　　年　　月 日　　／　母子健康手帳番号：　　　　　　／　胎児数　　　　　人）□診断書・・・発行日：　　年　　月 　日　　／　医療機関名：　　　　　　　　　／　胎児数　　　　　人） |
| 妊婦給付認定 | 認定可　（認定日：　　　　　年　　　月　　　日/　　　　　　　　　　）・　不可　（　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 1回目支給 | 支給可　（支給日：　　　　　年　　　月　　　　日）　・　不可　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 備考 |  |

<裏面>

１　妊婦支援給付金（２回目）を受けるためには、次のすべての要件を満たす方となります。

（１）胎児の数の届出日時点で伊達市に住所があること。

（２）伊達市において妊婦給付認定を受けていること。

（３）今回の妊娠において、他自治体から国の「妊婦のための支援給付」による妊婦支援給付金（2回目）の支給を受けていないこと。

（４）妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意すること。

２　この届出の提出時に必要なものは次のとおりです。

（１）胎児の数の確認ができるもの（母子健康手帳もしくは医療機関発行の診断書等）

（２）　振込指定金融機関の通帳の写し（貼付不要）

（３）　本人確認書類の写し（下欄に貼付）

３　届出内容（氏名・住所・口座等）に変更があった際は速やかにお申し出ください。

４　子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦支援給付金（2回目）の給付終了後、伊達市における妊婦給付認定は自動的に取り消されます。

５　偽りその他不正の手段により当給付金の支給を受けた場合は返還していただきます。

**本人確認書類添付箇所**

**顔写真付き証明の場合は1種類、それ以外は2種類添付してください。**

**１種類：運転免許証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等**

**２種類：年金手帳、印鑑登録証明書等**